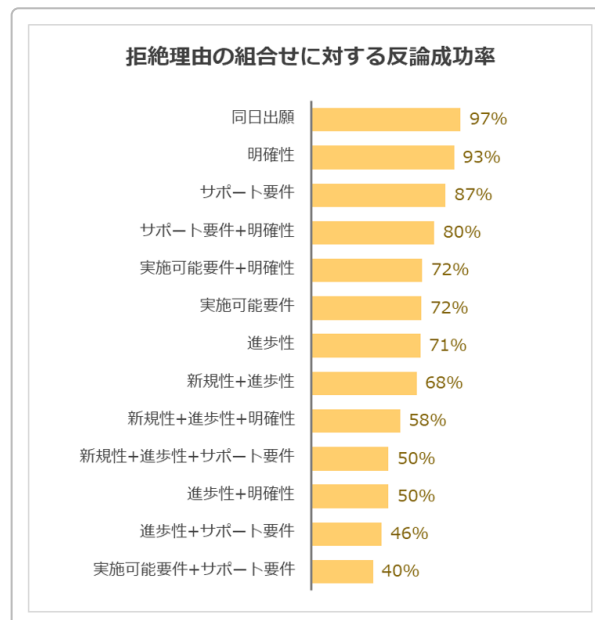


「拒絶理由の併せ打ち」に関する多角的分析レポート

提供記事の主張と分析内容の概要

提供された記事（知財実務情報Lab. 2025年8月19日付）は、特許審査における「拒絶理由の併せ打ち」（一度の拒絶理由通知で複数の拒絶理由を同時に指摘すること）について、**反論成功率の観点から統計分析**したものです^①。著者（弁理士 田中研二氏）は、2024年に査定（特許査定または拒絶査定）された特許出願のうち「**1回目の拒絶理由通知に対して補正せず意見書で反論し、その後補正無しで査定に至った**」ケース全2,627件を対象に、複数の拒絶理由が同時に指摘された場合の反論（意見書による反論のみ）の成功率を集計しています^②。これは田中氏が以前に実施した「拒絶理由別の反論成功率」調査（各拒絶理由単独の場合の成功率）^③^④をさらに発展させ、**複数拒絶理由の組合せごとに反論が成功した割合**を算出したものです。



図は記事中で示された**拒絶理由の組合せに対する反論成功率**のグラフです^⑤^⑥（母集団は前述の2,627件）。これによれば、**拒絶理由が単独で指摘された場合**の反論成功率は、たとえば「明確性違反」93%、「サポート要件違反」87%、「進歩性欠如」71%などであり、複数の拒絶理由が**併せて指摘された場合には概ね成功率が低下**しています^⑦。例えば、**進歩性のみの場合**の反論成功率は71%でしたが、**進歩性+明確性**のように両方が指摘された場合は成功率50%に下がることがデータから示されています^⑧。同様に、「進歩性+サポート要件」の組合せは46%、「実施可能要件+サポート要件」はわずか40%と低率で、**複数理由が絡むケースでは一発での反論勝利が難しくなる傾向**が読み取れます^⑨。一方、「サポート要件+明確性」のように比較的成功率が高い組合せもあり（80%^⑩）、記事では各組合せについて「なぜその成功率になるか」の分析も行われています。

著者の分析によれば、**拒絶理由同士が独立した内容の場合**、それぞれを個別に解消する必要があるため反論のハードルが上がりますが、**拒絶理由同士が関連している場合には**、一方の拒絶理由を解消すれば結果的に他方も解消されるケースがあるとしています^⑪。たとえば「**サポート要件+明確性**」では、クレーム記載が曖昧なために実質的にサポート要件違反も併発しているケースが見られ、この場合は明確性違反を意見書で解消できればサポート要件違反も自ずと解消されることが多いと指摘されています^⑫^⑬。実際、本組合せの反論成功率は80%と高く、**両拒絶理由が同根の場合の対応のしやすさ**を裏付けています^⑭^⑮。これに対

し「**進歩性＋サポート要件**」のように、発明の効果が認められる範囲よりクレームが広すぎるために進歩性もサポートも満たさないケースでは、**それぞれ単独の場合より成功率が低く**、著者も「有利な効果が認められる範囲よりクレームが広いため進歩性もサポートも否定された事例が多く、反論成功率は低くなる」と分析しています¹²。特に化学・バイオ分野でしばしば見られるパターンであり、**クレームの過度な広さに起因する複合的な拒絶理由**は意見書のみで覆すのが難しい傾向が数字にも表れています¹²¹³。このように、記事は**具体的データに基づき**「併せ打ち」の有無で反論成否がどう変わるかを示し、「**複数の拒絶理由が指摘された場合は概して反論成功率が低下するが、一部の組合せでは比較的对応が容易である**」との結論を述べています⁷¹⁴。最後に記事では、各拒絶理由の組合せごとの成功率と事例数の詳細な表も提示され、実務者が参考にできる貴重な統計情報となっています¹⁵¹⁶。

他の専門家による類似の分析・研究の調査

上記の田中氏の記事のように、統計データに基づいて「併せ打ち」と反論成否を分析した公開資料は多くありません。過去5年で類似の試みを探しましたが、拒絶理由の組合せに焦点を当てた詳細な数値分析は珍しく、田中氏の一連の分析（知財実務情報Lab.掲載記事）が際立っているようです。他の弁理士や知財専門家の発信内容を見ると、多くは**個別の拒絶理由への対応策や中間処理全般の戦略**に関するものが中心で、複数拒絶理由の同時指摘に関する定量的な調査報告は見当たりませんでした。例えば、日本弁理士会誌『パテント』や知財関連ブログ記事には、**審査官が複数の拒絶理由を通知することの是非や運用**についての言及はあるものの、統計的な成功率までは踏み込んでいないケースが多いようです。

たとえば、日本知的財産協会（JIPA）の特許第1委員会による過去の研究「拒絶理由通知に関連する諸問題の検討」では、**一度目の拒絶理由通知で軽微な記載不備を把握している場合には他の拒絶理由と併せて通知すべき**との提言がなされています¹⁷。これは「併せ打ち」の推奨とも言える内容ですが、成功率の分析ではなく審査の望ましい進め方に関する提言です。また、日本弁理士会が発行する文献の中には、**複数の拒絶理由を通知する場合の審査官の判断**について論じたものがあります。たとえば特許庁審査官による解説記事では、「出願人に対し発見された拒絶理由は全て通知すべき」という考え方がある一方で、「**審査官の責務は“どう補正すれば特許になるか”を明確に示すことであり、必ずしも全ての拒絶理由を通知する必要はない**」との見解も示されています¹⁸。この筆者（特許庁審査官）の意見は、**むやみに多くの拒絶理由を一度に列挙するより、特許取得に向けて本質的な理由を選んで通知すべきとするもので**、田中氏の分析とはアプローチが異なります。

また、いくつかの実務系ブログでは「**拒絶理由通知書の読み方・対応方法**」について触れられています。例えば特許事務所の解説では「拒絶理由が複数ある場合は、拒絶理由ごとに反論を述べる」との基本が示されており¹⁹、これは複数理由通知時の対応法ですが成功率分析ではありません。同様に、「**中間対応で考えていること**」と題したnote記事では、2回目以降の拒絶理由通知への向き合い方を論じていますが、これは一度目の応答後に新たな拒絶理由が出された場合（結果的に複数段階での対応）の話であり、**一度に複数理由が提示された場合の統計分析ではありません**²⁰。総じて、**他の専門家の発信は定性的・経験的なものが中心**であり、田中氏のように定量データを駆使した分析は稀と言えます。したがって**分析手法やデータ面では田中氏の独自性が目立ちます**。一方、**結論や示唆の面では共通する点もあります**。例えば田中氏が指摘した「サポート要件＋明確性は併せ打ちでも対応しやすい」¹⁰という点や「進歩性＋サポート要件は困難」という点¹²¹³は、他の実務家も経験則的に言及しています。化学分野の解説記事などでは、クレームが広すぎると「進歩性欠如とサポート要件違反の両方を招きやすい」とされ、**結局はクレーム範囲を適切に限定することが必要だ**と述べられています（※具体的な文献名は挙げられていませんが、実務セミナーや記事で散見される指摘です）。田中氏のデータはそうした**実務上の感覚を裏付ける定量的証拠**と言え、例えば進歩性＋サポート要件併発時の特許査定率（反論のみの場合）が低いこと¹²は、**この組合せがいかに厳しいか**を数字で示しています。

比較すると、田中氏の分析は特許庁の審査結果データに直接当たり客観的数値を出しているのに対し、他の専門家の議論は**質的分析や経験談**が主です。したがって手法・データ面では共通点は少ないものの、**導かれる示唆や実務上のポイントでは大筋で矛盾はない**ようです。田中氏の結論「複数理由の併せ打ちは単独理由

より不利だが、理由間の関連性によって難易度に差がある」⁷ は、他の専門家も漠然と感じ取っていた点でしょう。それを数値で明確化したことが田中氏分析の大きな貢献であり、他の文献と比較して際立つ点です。

特許庁の公式見解・審査基準における「併せ打ち」の定義と運用

「拒絶理由の併せ打ち」は正式な法律用語ではありませんが、特許庁の運用上は「一つの拒絶理由通知で複数の拒絶理由を同時に通知すること」を指す言葉として実務者に使われています。特許庁の審査基準や運用指針では、この状況に関する指針がいくつか示されています。

まず、審査官は発見した全ての拒絶理由をできるだけ早期に出願人に通知することが基本とされています。特許法第50条では一次審査結果として拒絶理由を通知することが規定されており、同時に複数理由を通知すること自体に制限はありません。むしろ、別々に通知可能な拒絶理由であっても一度に通知することが奨励されています。前述のJIPAの提言にもある通り、「1回目で把握している軽微な記載不備は他の拒絶理由と併せて通知すべき」との意見¹⁷ は、特許庁とユーザー双方の効率に資する考え方です。特許庁も2015年の審査基準改訂時の議論で、「審査の最後に軽微な不備だけ見つかった場合でも、新たにそれだけを通知する（再度のOAを出す）」運用について言及しています¹⁷。このように、可能な限り一度の通知で指摘すべき事項を網羅する方針が示唆されています。

もっとも、併せ打ちを行う際には拒絶理由ごとに根拠と論理を明確に示す必要があります。特許庁の審査基準では、拒絶理由通知書の様式統一が図られ、複数理由を通知する場合でも条文ごとに理由を区分して記載するよう定められています²¹ ²²。特に要件の異なる拒絶理由（例えば実施可能要件とサポート要件のように特許法36条の異なる項に基づくもの）が併せて指摘される場合には、それぞれについて個別に理由を詳述することが求められます²³。実際、特許庁の審査基準専門委員会の議事録でも「併せ打ちの場合でも、それぞれ実施できない理由、一般化できない理由を個別に述べるよう基準で明確にする」といった発言があり²³、出願人が誤解なく対応できるよう配慮されています。

さらに、特許庁は「不意打ち」的な拒絶理由通知を避ける方針を明示しています。つまり、出願人にとって予期しない新たな拒絶理由を、反論の機会を与えずにいきなり拒絶査定で用いることは不適切とされます²⁴ ²⁵。審査基準上、「最後の拒絶理由通知」で新たな引用文献や論点を提示すること自体は可能ですが、その場合も必ず審査段階で通知して意見・補正の機会を与える必要があります²⁶。特許庁のQ&Aでは、「もし先の通知で挙げなかった引用文献によって拒絶査定したら、それは出願人に意見する機会を与えていないので“不意打ち”になる。しかし新たな文献を示し拒絶理由を通知し、反論の機会を与えていれば不意打ちにはならない」と説明されています²⁶。従って、一次審査で見落とした理由が後から判明した場合には、審査官は必ず再度の拒絶理由通知を行い（審査をやり直し）、出願人に対応機会を保障する運用となっています²⁵。この点、米国の「Final Office Action」における新規事項禁止に近い配慮が日本でもなされていると言えます。

以上より、日本特許庁の公式見解としては「拒絶理由の併せ打ちは適切に行われる限り問題ない」という立場です。むしろ審査の迅速化・効率化の観点から推奨されており、2015年4月の拒絶理由通知書の様式見直しでも冒頭に拒絶理由の要旨を列挙する形式が導入されました²¹。要は、一度の通知で複数の拒絶理由を包括的に示しつつ、それぞれの理由を明確かつ丁寧に記載することが求められます。それによって出願人は各拒絶理由の根拠を理解しやすくなり、対応策を検討しやすくなります。

統計データから見る「併せ打ち」の頻度と特許査定率への影響

特許庁が公表する統計からは、日本の審査における一般的な傾向を読み取ることができます。まず、一回も拒絶理由通知を受けずに特許査定に至る率（いわゆる一発特許率）は2023年で13.9%と報告されています²⁷。裏を返せば約86%の出願は少なくとも一度は拒絶理由通知を経験することになります。また、審査段階で通知される拒絶理由の平均回数は1.11回（2023年）と算出されており²⁷、多くの出願は1回の拒絶理由通知で最終処分（特許査定か拒絶査定）に到達していることがわかります。平均1.11という数字は、大半の

ケースで1回、多くても2回程度の拒絶理由通知で審査が完結している状況を示します。つまり、審査官は可能な限り1回目の拒絶理由通知で全ての問題点を指摘し、追加の通知を最小限に抑えていると推測できます。このことは前述の「併せ打ち推奨」の運用とも整合します。

では実際にどの程度「併せ打ち」が行われているのかについて、直接的な公式統計は存在しないものの、田中氏の調査データや周辺情報からある程度推察できます。田中氏の分析対象2,627件は「補正無しで反論したケース」ですが、その中には複数の拒絶理由を同時に指摘された案件も多数含まれていました²。田中氏は母集団から事例数10件以上の組合せを抽出していますが、抽出された組合せは「進歩性+明確性」「進歩性+サポート要件」「実施可能要件+サポート要件」など多岐にわたり、3種類同時（新規性+進歩性+明確性等）のケースも含まれています⁶²⁸。特に「新規性欠如」はほぼ必ず「進歩性欠如」とセットで通知されることが知られており、田中氏も新規性単独のケースは稀なので新規性+進歩性で集計したと述べています²⁹。実務的にも、新規性が無いクレームは当然進歩性も無いので審査官は両方の条文（特許法29条1項、2項）を引き合いに出す傾向があります。したがって、新規性を指摘される案件のほとんどは「併せ打ち」と言えます。これだけでも「併せ打ち」は決して珍しい例外ではなく、相当数の案件で起きている通常の審査運用と考えられます。

また記載要件系（明確性・サポート要件・実施可能要件）についても、併せ打ちされる頻度がうかがえます。田中氏の調査では「サポート要件+明確性」の事例が少なくとも10件以上確認されており、成功率80%でした⁶。明確性違反単独の通知も多く見られますが、場合によっては明確性とサポートが同時に、あるいは明確性と実施可能要件が同時に指摘されることがあります³⁰¹⁰。前者は明細書の記載不足でクレームが不明確な場合、後者はクレームの不明確さゆえに「発明の詳細な説明が発明を実施できる程度に十分に記載されていない」と判断される場合です¹⁰³¹。このような記載要件違反同士の併せ打ちも、決して稀ではありません。田中氏のデータでは「実施可能要件+サポート要件」の組合せは成功率40%と低く、事例数もそれなりに存在しています⁸。特に電気・情報分野などで実施可能要件違反が指摘される案件では、かなりの割合でサポート要件違反も同時に付加されているとの指摘もあります⁸³²。実際、田中氏は「実施可能要件+サポート要件」のケースについて「全体的に明細書の記載不十分が多く、単独の場合より反論成功率がだいぶ低くなっている」と述べています³²。

以上のように、統計面から見ると「併せ打ち」は日常的に行われており、その有無は特許査定率（成功率）に影響を及ぼしています。特に一次審査で複数理由を指摘された出願の特許査定率は、単一理由の場合より低い傾向にあります⁵⁷。田中氏の調査結果はまさにそれを示しており、審査官から複数の問題点をまとめて指摘された場合、出願人が意見書のみで全てを覆せる確率は低下します（必要なら補正や再出願も検討すべき状況と言えます）。もっとも、「併せ打ち=不利」ばかりではなく、出願人側が適切に対応すれば一度のやりとりで特許に至るチャンスでもあるという側面もあります。平均拒絶理由通知回数が1程度であることは²⁷、逆に言えば一回の通知で問題点をクリアすれば早期に特許査定が得られる可能性が高いことを意味します。そのため、併せ打ちをどう乗り越えるかが出願の成否や期間に直結するとも言えるでしょう。

「併せ打ち」に対する専門家の評価：審査効率化の利点 vs. 出願人負担の欠点

「拒絶理由の併せ打ち」について、専門家の見解には肯定的な評価と否定的な懸念の双方があります。

肯定的な評価（利点）としては、主に審査効率化や手続の早期収束の観点から語られます。審査官側からすれば、指摘すべき点を一度にまとめて通知することで審査工程が短縮され、不要な往復を減らせます。出願人側にとっても、初回から全ての課題を提示してもらえれば、一度の対応で解決策を講じることができるため、結果的に早期特許査定につながる可能性があります。JIPAの提言もこの立場で、「軽微な不備もまとめて通知すれば、審査の最後にそれだけで別途通知する手間を省ける」とし、ユーザーフレンドリーだとしています¹⁷。また、拒絶理由通知の様式統一（2015年）によって複数理由があっても構造的に整理された通知書が出るようになったため、出願人が論点を把握しやすくなったという指摘もあります。このように、併せ打

ちは「出し惜しみせず全部教えてくれる」点で歓迎との声もあります。実際、「1回目の拒絶理由通知に対応後、2回目で新たな理由を出されるくらいなら、最初から全部言ってほしい」というのは多くの出願人・弁理士の本音でしょう。併せ打ちにより「不意打ち」を減らせるメリットは専門家の間で広く認識されています²⁵。

一方、否定的な懸念（欠点）もあります。それは主に出願人側の負担増大や混乱の可能性です。複数の拒絶理由を一度に検討・対応しなければならないため、意見書・補正書の作成量が増えコストがかかることは避けられません。特に中小企業や個人発明家にとって、盛り沢山の拒絶理由通知を受け取ることは心理的プレッシャーにもなり得ます。また、拒絶理由が多岐にわたる場合、論点の優先度が不明瞭になり「どこから手を付けてよいか迷う」という指摘もあります。前述の特許庁審査官による記事では、「全ての拒絶理由を通知する必要はない。むしろ特許への道筋が立つ本質的な拒絶理由を選ぶべき」との意見が述べられていました¹⁸。これはつまり、あまりにも色々な理由を列挙すると出願人はどのように補正すれば特許になるのか掴みにくいという懸念です。審査官自身も本当に重要なポイントにフォーカスして指摘しないと、メッセージが伝わりにくくなる恐れがあります。「併せ打ち」は便利な反面、「出願人との意思疎通」という観点では慎重さも必要とされています¹⁸。

また、「併せ打ち＝審査官が防御的になっている」と捉える向きもあります。すなわち、「一つ指摘を覆されても他の理由で拒絶を維持できるよう、念のため複数出しているのでは」という見方です。このようなケースでは出願人側は全ての理由を潰さないと特許にならないため、負担が大きくなります。特にサポート要件違反と実施可能要件違反をセットで指摘するのは、審査官が「どちらか一方でも当たれば拒絶維持できる」よう保険をかけているようにも映り、一部の弁理士から「審査官の併せ技」と揶揄されることもあります。しかし特許庁は同内容の先行技術を複数引用する不必要な指摘は出願人に不要な負担を強いるとして、無用に多くの引用文献を列挙しないよう内規で定めています³³。したがって、漫然とした理由の乱発は抑制されており、実際には各拒絶理由に一定の意味がある場合に併せ打ちが行われています。

要するに、専門家の評価としては「適切な併せ打ちは早期権利化に有益だが、不適切な併せ打ちは出願人を混乱させ負担を増す」という点で一致しています。審査官の力量や配慮にも依存しますが、現在の審査基準は併せ打ち自体を否定せず、むしろ出願人負担と効率のバランスを取る形で運用されています²³³³。出願人側専門家としても、「併せ打ちそのものを嫌がる」よりは「併せ打ちを前提に最善の応答を考える」スタンスが一般的になっています。

「併せ打ち」通知への実務的な対応戦略

拒絶理由の併せ打ちに直面した場合、出願人（代理人）は限られた期間内に複数の問題を解消する戦略を立てる必要があります。以下に効果的と考えられる実務対応策を整理します。

- ①拒絶理由ごとに丁寧に論点を整理・反論する: 併せ打ち通知では複数の拒絶理由それぞれについて、審査官の指摘内容と言いつを正確に把握することが重要です。その上で、意見書では各拒絶理由を項目立てて反論するよう心掛けます¹⁹。一つの文章の中に複数の理由への反論を混在させると論点が不明瞭になるため、「○○の拒絶理由について」「△△の拒絶理由について」と見出しを付け、それぞれ事実関係と法的主張を展開します¹⁹。引用文献が複数ある場合も、文献ごとに検討して論破すべき点を整理します¹⁹。このように構造化した意見書は審査官にも読みやすく、どの理由が解消されたか一目でわかるので、結果的に審査官の納得を得やすくなります。
- ②対応方針の優先順位を決める: 複数の拒絶理由のうち、どれがクリティカル（致命的）かを見極めます。例えば、新規性・進歩性と明確性が同時に来た場合、明確性違反は単独でも補正すれば通ることが多い（成功率93%【51+画像】）ので、それほど重大でない一方、進歩性欠如は補正なしでは厳しいことがあります。このように、まず重要度の高い拒絶理由から検討します。重要度の判断基準としては、「この拒絶理由を放置すると絶対特許にならないもの」「この理由が解消しない限り他を直しても無意味なもの」を上位と考えるとよいでしょう。例えば進歩性の指摘があるならそれが最優先で

すし、明確性だけならそれに集中します。同時に、理由同士の関係性も考慮します。もし一方を解消すれば他方も解決しそうな場合（先述の明確性とサポート要件の関係など^{10 31}）、その共通原因を断つ対応を優先的にを行います。逆に理由同士が独立している（例えば進歩性の欠如と、新たな適用除外規定（例えば二重特許の39条）が同時に指摘された場合など）なら、それぞれ別個に最善策を講じる必要があります。

- ③補正すべきか否かを判断する: 複数理由への対応では、どこまで補正（クレーム修正）するかが戦略の要になります。基本的に、明確性違反や形式的な誤記などは速やかに補正してしまうのが得策です。意見書で「あいまいだが明細書を読めば明確に理解できる」と主張しても^{34 35}、審査官が納得しないリスクがあり、簡単な文言修正で解決するなら出し惜しみしない方が早道です。またサポート要件についても、明らかにクレーム範囲が広すぎる場合（明細書の実施例がAしかないのにクレームがAもBも含むような場合など）は、クレームを狭める補正を検討します。田中氏の分析でも、サポート要件違反単独なら87%の高成功率でしたが【51+画像】、進歩性と絡むと46%に低下しています¹²。これは発明の効果が認められる範囲までクレームを限定すれば特許になり得ることを示唆しています。したがって、進歩性+サポート要件を併せ打ちされた場合などは、効果の裏付けが明確な範囲に補正することで両方の拒絶理由を一挙に解消できる可能性が高いです^{12 13}。一方、進歩性欠如や新規性欠如の場合は補正せずに反論する選択肢もありえます。審査官の引用発明の認定が誤っている場合など、補正無しでひっくり返せる見込みがあるなら、意見書で徹底的に論理を組み立て反論します。例えば引用文献の内容を丁寧に分析し、本願発明との相違点や効果の優位性を具体的に主張立証します（必要に応じて実験成績証明書などの証拠提出も検討します）。補正を避けることで広い権利を維持できますが、勝算が低い場合は無理に粘らず補正との併用も考えます。すなわち、「主要クレームは補正して特許を狙い、補正前の広いクレームについては副次的に意見書で主張する」という対応です（ただし日本の審査手続では同時に複数案のクレームを提出できないため、これを行うには次述の分割出願戦略を使う必要があります）。
- ④分割出願の活用: 併せ打ちによって対応方針に迷いがある場合、分割出願も有力な選択肢です。例えば拒絶理由通知に対し、本出願では補正せず大胆に反論しつつ、同内容でクレームを補正した分割出願を並行して出すという方法があります³⁶。実際に「一方では補正無し意見書でチャレンジし、他方（分割出願）では譲歩補正して確実に権利化を狙う」という戦略は企業知財部門で取られることがあります³⁶。このようにしておけば、仮に本出願の反論が失敗しても、分割出願で補正後のクレームが特許になる可能性を残せます。分割出願は審査官も別案件として改めて審査しますので、併せ打ちで追い込まれた本出願をフォローアップする安全策となります。ただし分割には追加の出願コストがかかる点や、分割のタイミング（最後の拒絶理由通知の応答期間内まで）に注意が必要です。
- ⑤審査官との直接コミュニケーション: 日本特許庁では、審査官との面接（インタビュー）が公式に認められています。拒絶理由が複数あり複雑な場合、電話や対面で審査官に直接相談・確認するのも極めて有効です。審査官は法的拘束力のある「特許にする方法」を教えてはくれませんが、議論を通じてどの点を解消すれば特許の可能性が高まるか示唆を得られることがあります。例えば「進歩性と明確性が併せて指摘されているが、もしクレームを○○と明確化すれば進歩性はクリアになりますか？」と尋ね、審査官の反応を見ることで、有効な補正方針を探れます。審査官によっては「その補正でもまだ引用文献Xが該当します」等、ヒントを示してくれることもあります（※あくまで非公式な意見として）。面接は審査段階で一度までなどの制限がありますが、複数理由で行き詰まりそうな場合には早めに活用する価値があります。
- ⑥審判請求も視野に入れる: どうしても審査段階で拒絶理由が解消できない場合、拒絶査定不服審判（いわゆる審判・不服申立て）に進む選択もあります。田中氏の別の分析によれば、近年は不服審判での逆転率（特許審決率）が約78%（2023年）にも達しており³⁷、審査段階でダメでも審判で覆る例が増えています。審査官が併せ打ちで複数理由に自信を持っている場合でも、審判では別の審査官（審判官）が改めて審理しますので、新たな視点で判断される可能性があります。したがって、どうしても納得できない拒絶理由の組合せで拒絶査定となった場合は、審判で争うことも検討しましょう。

う。もっとも審判には費用・時間がかかるため、企業方針や発明の価値との兼ね合いで判断すべきです。

以上が併せ打ちへの主な実務対応策です。まとめると、**複数の拒絶理由が来ても冷静に各論点を洗い出し、必要な補正と説得的な反論を組み合わせで一つ一つ潰していくことが肝要**です¹⁹。幸い特許庁の拒絶理由通知書は論点が整理されて記載されていますから²¹、それを逆手に取り**チェックリスト的に対応策を立案**するとよいでしょう。企業知財部門であれば、発明の重要度に応じて**分割出願や審判まで見据えた複線の戦略**も有効です³⁶。併せ打ちは一見ハードルが高いように思えますが、**適切に対処すれば一度の応答で案件を前進させるチャンス**でもあります。反論成功率のデータ⁵【51+画像】も参考に、「この組合せならこう攻めよう」という形で経験知をデータに裏付けながら戦略を練るのが望ましいでしょう。

おわりに（総合まとめ）

以上、提供記事の分析結果を起点に、他の専門家の見解や客観データも交えて「拒絶理由の併せ打ち」について多面的に検討しました。

提供記事（田中氏）は、膨大な審査データから**複数拒絶理由通知時の反論成功率を定量的に示し**、「併せ打ちの方が単独理由より権利化ハードルが上がる」ことや「理由の組合せによって難易度に差がある」ことを明らかにしました⁵⁷。これは実務家にとって直感的に頷ける内容であり、特に**進捗性+サポート要件+実施可能要件+サポート要件**のような組合せが厳しいという指摘¹²⁸は、特許取得戦略上示唆に富むものです。一方で**サポート要件+明確性**等は比較的対応しやすい⁹とのデータは、出願戦略やクレームドラフティングの工夫次第で併せ打ちを乗り越えられる余地があることを示しています。

他の専門家の議論では、定量分析こそ少ないものの、「**審査効率のため適切な併せ打ちは必要**」との声¹⁷や「**出願人負担に配慮しつつ本質的な理由を通知すべき**」との意見¹⁸がありました。これらはいずれも**併せ打ち自体は審査実務の一部として受け入れ、その上で質を高めていこう**という方向性で共通しています。特許庁も審査基準の整備や通知書の書き方の統一を通じて、**併せ打ちを有効かつ公正に機能させる**ことを目指しています²³²⁵。

最後に、「併せ打ち」に直面した際の**実務対応**について、データと経験に基づくポイントを整理しました。複数理由を怖れず一つ一つ潰していくこと、必要なら**補正や分割出願も組み合わせること**、そして**審査官と建設的に対話**することが重要¹⁹³⁶。企業知財部門としては、併せ打ちによって審査が長引くリスクと早期特許化のチャンスの両面を認識し、社内での方針決定（権利範囲の妥協点、コスト投入の判断）に活かすことが求められます。

「**拒絶理由の併せ打ち**」は一見厄介な局面ですが、本レポートで見てきたように**統計データからその傾向を予測し対応策を講じることが可能**です。適切な準備と判断のもと、この局面を乗り越えれば特許取得は目前です。出願戦略段階から併せ打ちを見据えた明細書・クレーム作成を行い、審査段階ではデータと経験に裏打ちされた対応を行うことで、企業の大切な発明を効率的かつ確実に権利化していきましょう。

参考文献・出典:

- ・知財実務情報Lab.「拒絶理由別の反論成功率を調べてみた」（2025年6月10日）³⁴²⁹
- ・知財実務情報Lab.「反論成功率から『拒絶理由の併せ打ち』について分析してみた」（2025年8月19日）¹²⁵⁶³⁰¹⁰¹²⁸⁷
- ・松田国際特許事務所「特許査定率（特許が認められる成功率）」（2024年11月27日）²⁷
- ・日本知的財産協会 知財管理 65巻1号(2015)「拒絶理由通知に関連する諸問題の検討」所収提言¹⁷
- ・特許庁 審査基準専門委員会 議事録（平成27年3月27日）²³
- ・特許庁 審査基準改訂案に対する意見と回答（平成27年）²⁶²⁵
- ・創英国際特許法律事務所「拒絶理由通知書等の記載様式の見直し」（2015年6月3日）²¹

- ・日本弁理士会 パテント 58巻7号 (2005) 後藤麻由子「近年の審査基準の改訂・作成とその考え方について」 18
- ・特許庁 審査ハンドブック「審査の進め方 第IX部」(抜粋) 33
- ・小山特許事務所「良い意見書・補正書の書き方(化学)」(日本弁理士会関東支部 配付資料) 19
- ・大島特許事務所「拒絶理由通知及び拒絶査定について」(ウェブサイト記事) 36

1 2 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 28 30 31 32 反論成功率から「拒絶理由の併せ打ち」について分析してみた | 知財実務情報Lab.®

<https://chizai-jj-lab.com/2025/08/19/0817-2/>

3 4 29 37 拒絶理由別の反論成功率を調べてみた | 知財実務情報Lab.®

<https://chizai-jj-lab.com/2025/06/10/0607-3/>

17 [PDF] 拒絶理由通知に関連する諸問題の検討

http://www.jpaa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2015_01_028.pdf

18 解説 近年の審査基準の改訂・作成とその考え方について

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200507/jpaapatent200507_076-091.pdf

19 [PDF] 良い意見書, 補正書の書き方(化学)

https://jpaa-patent.info/patents_files_old/200912/jpaapatent200912_023-031.pdf

20 中間対応で考えていること | ② 2回目以降の拒絶理由通知の場合 | 笹竜胆

https://note.com/sasarindo_ip/n/n7b59c58528f5

21 22 拒絶理由通知書等の記載様式の見直し ～出願人に、審査官の意図をより良く伝え、意思疎通を深めるため～ - 創英国際特許事務所

<https://www.soel.com/>

%E6%8B%92%E7%B5%B6%E7%90%86%E7%94%B1%E9%80%9A%E7%9F%A5%E6%9B%B8%E7%AD%89%E3%81%AE%E8%A8%98%E8%BC%89%

23 Microsoft Word - 原稿(議事録第4回)

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/index/04_gijiroku.pdf

24 25 26 明細書及び特許請求の範囲の記載要件の審査基準改訂案

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei/document/index/q_and_a.pdf

27 特許査定率 特許申請・出願をして特許が認められる成功率は? | 松田国際特許事務所

<https://www.matsuda-pat.com/tokkyo-nagare/tokkyo-satei-ritsu.html>

33 [PDF] 第IX部 審査の進め方 - bepat's home page

http://www.bepats.co.jp/Home/2016hourei/Velse/tt1212-045_9-0.pdf

34 35 明確性違反に対してどのように反論すればよいか? | 知財実務情報Lab.®

<https://chizai-jj-lab.com/2025/06/24/20250619/>

36 特許の拒絶理由通知及び拒絶査定について - 大島特許事務所

<https://www.oshpat.jp/topics/1009/>